

施設等に入所されている方へ

現在、施設等に入所されている方については、平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が施行されるにあたり、以下の点にご留意ください。

【 後期高齢者医療の被保険者となる方について 】

- (1) 75歳以上の方
- (2) 65歳～74歳の方で、一定以上の障害があると広域連合から認定を受けた方

【 現在、障害認定により老人医療受給者証の交付を受けている方について 】

現在お持ちの老人医療受給者証は、平成20年3月末で失効します。4月以降は、75歳以上の方と同様「後期高齢者医療」に加入することになり、被保険者証が1人に1枚交付されます。(※この場合の手続きは、特に不要です。)

ただし、障害認定の取り下げを申請することにより、後期高齢者医療の被保険者ではなく、国民健康保険や被用者保険に加入することができます。

障害認定の取り下げについては、老人医療受給者証を交付している市町村にご相談ください。

【 住所地特例の取り扱いについて 】

現在お持ちの老人医療受給者証を交付している市町村が、施設の所在地の市町村と異なる場合は、平成20年度以降次のような変更点があります。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 熊本県内の施設に入所している場合 </div>	現在お持ちの老人医療受給者証を交付している市町村	【窓 口】 ・被保険者証の引き渡し ・各種申請・保険料の納付	【保険者】 ・医療の給付	
	県内の他市町村	平成20年 4月以降	<変更あり> 施設の所在地 の市町村 (住所地特例なし)	熊本県 後期高齢者医療広域連合
	県外の市町村	<変更なし> 県外の市町村 (住所地特例あり)	県外の 後期高齢者医療広域連合	

【 保険料について 】

- (1) 保険料は、被保険者ひとり一人に納めていただきます。
- (2) 保険料は、被保険者証の引渡しをする市町村が徴収します。
- (3) 保険料は、原則として年金から差し引き（特別徴収）されます。

ただし、年金額が年額 18 万円未満の方または介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の 1 / 2 を超える方などは、納付書等で市町村へ納付（普通徴収）となります。



【問い合わせ先】

後期高齢者医療については、お住まいの市町村窓口
または、熊本県後期高齢者医療広域連合へ

～熊本県後期高齢者医療広域連合～